○沼津市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和３年４月30日沼津市告示第239号
改正　令和７年３月27日告示第70号

沼津市結婚新生活支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、若者が婚姻に伴い新生活を開始する際の経済的負担を軽減し、もって未婚化及び少子化傾向の改善を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　新婚世帯　令和７年１月１日から令和８年３月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

⑵　住居費　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの期間（以下「補助対象期間」という。）において、婚姻を機に新たに市内に住宅を取得し、リフォームし、又は賃借する際に要した費用のうち、補助金の交付申請時までに支払がなされている当該住宅の取得に係る費用（建物の購入費に限る。）、リフォーム工事（住宅の機能の維持又は居住環境の向上のために行う別表に掲げる工事をいう。）に係る費用、賃料（共益費を含み、駐車場代を除く。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を差し引いた額とする。

⑶　引越費用　補助対象期間において、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

⑷　貸与型奨学金　公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯の夫婦の一方とする。

⑴　新婚世帯の前年の所得の合計額（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額）が500万円未満であること。

⑵　婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。

⑶　補助金の交付申請時において、夫婦の住所が申請に係る住宅となっていること。

⑷　補助金の交付申請の対象となる住居費の住宅に係る契約名義人が、夫若しくは妻又は夫婦共同名義であること。

⑸　補助金の交付申請時において、本市に納付すべき市税等を滞納していないこと。

⑹　補助金の交付決定を受けた日から起算して１年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。

⑺　夫婦のいずれもが過去にこの要綱に基づく補助金及び他の同種の補助金の交付を受けていないこと。

⑻　沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第２条第２号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額（当該額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、１世帯当たり30万円を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、婚姻日における新婚世帯の夫婦の年齢がいずれも29歳以下であるときは、前項中「30万円」とあるのは「60万円」と読み替えて適用する。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市結婚新生活支援補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請者が令和７年１月１日時点において市内に居住し、かつ、市民税課税台帳等により所得額を確認できる場合であって、市が当該台帳等で所得に係る要件を確認することに申請者が同意するときは、第１号に掲げる書類の添付を省略することができる。

⑴　新婚世帯の前年の所得に係る所得・課税証明書の写し

⑵　婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本の写し

⑶　貸与型奨学金の返済額が確認できる書類の写し（貸与型奨学金の返済を行っている場合）

⑷　補助金の交付申請の対象となる住居費に係る契約書の写し及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し

⑸　勤務先からの住宅手当の支給状況が確認できる書類の写し（勤務先から住宅手当が支給されている場合）

⑹　引越費用に係る領収書その他の支払いが確認できる書類の写し（引越費用に係る補助を申請する場合）

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、沼津市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書の省略等）

第７条　市長は、規則第11条第２項の規定に基づき、同条第１項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

２　前項の場合において、前条の規定による交付決定通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

（補助金の請求）

第８条　前条第２項の規定により確定通知とみなされることとなる第６条の規定による交付決定通知を受けた者は、令和８年３月31日までに沼津市結婚新生活支援補助金交付請求書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、告示の日から施行する。

付　則（令和４年３月31日告示第97号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

付　則（令和５年３月31日告示第83号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和６年３月29日告示第69号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（令和７年３月27日告示第239号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

区分	工事内容
補助の対象となるリフォーム工事	自ら居住するための部分の増築・改築（既存の住宅の一部を新しく造り替えること）工事
	屋根・雨樋・柱・外壁の修繕、塗装等の外装工事
	床・内壁・天井等の内装替え及び断熱改修、畳の取替え等の内装工事
	雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
	給排水衛生設備工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事
	浴室、キッチン、洗面室及びトイレの機器の取替え